

障がいのある人もない人も共に学び
共に生きる岩手県づくり条例
逐条解説

平成23年3月
(平成31年4月改定)

目 次

◆条例のあらまし	p. 1
◆条例の概念図	p. 3
◆逐条解説	
前文	p. 4
第1条（目的）	p. 9
第2条（定義）	p. 12
第3条（基本理念）	p. 18
第4条（県の責務）	p. 21
第5条（市町村の役割）	p. 23
第6条（県民等の役割）	p. 24
第7条（不利益な取扱いの禁止）	p. 27
第8条（虐待の禁止）	p. 29
第9条（交流機会の拡大等）	p. 33
第10条（職員の育成）	p. 35
第11条（情報の提供及び意見の聴取）	p. 38
第12条（教育の支援体制の整備及び充実）	p. 42
第13条（相互連携）	p. 44
第14条（関係団体等への支援）	p. 47
第15条（不利益な取扱い等に関する相談、助言等）	p. 49
第16条（財政上の措置）	p. 53
附則	p. 53

◆ 条例のあらまし

第1 条例制定の趣旨

障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、障がいのある人と障がいのない人とが互いに権利を尊重し合いながら共に学び共に生きる地域づくりを推進しようとするものである。

第2 条例の内容

- 1 条例の制定の背景、基本的考え方を明らかにすること。(前文関係)
- 2 障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、障がいのある人と障がいのない人とが互いに権利を尊重し合いながら共に学び共に生きる地域づくりを推進することを目的として定めること。(第1条関係)
- 3 条例における用語の定義を定めること。(第2条関係)
- 4 障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消についての基本理念を定めること。(第3条関係)

- ① 障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消は、障がいのある人自らが選択した地域において生活し、地域社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する権利を尊重することを基本とすることを定めること。(第1項)
 - ② 障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消のための取組は、障がいについての理解を深めることを基本とすることを定めること。(第2項)
- 5 県の責務について定めること。(第4条関係)
- 6 市町村の役割について定めること。(第5条関係)
- 7 県民等の役割について定めること。(第6条関係)

- ① 障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するための支援について定めること。(第1項)
 - ② 県及び市町村が実施する施策への協力について定めること。(第2項)
 - ③ 障がいのある人の家族に対する必要な配慮について定めること。(第3項)

④ 障がいのある人が、障がいの特性及び障がいのあることによる生活上の困難について県民等に伝えることについて定めること。(第4項)

8 不利益な取扱いの禁止について定めること。(第7条関係)

9 虐待の禁止について定めること。(第8条関係)

10 障がいのある人と障がいのない人との交流機会の拡大等について定めること。(第9条関係)

11 職員の育成について定めること。(第10条関係)

12 情報の提供及び意見の聴取について定めること。(第11条関係)

① 障がいについての理解の促進に資する情報の提供について定めること。(第1項前段)

② 障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する普及啓発について定めること。(第1項後段)

③ 障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関し、県民等から意見を求め、必要な措置を講ずることを定めること。(第2項)

13 教育の支援体制の整備及び充実について定めること。(第12条関係)

14 障がいのある人の団体その他の社会福祉関係団体(以下「関係団体」という。)及び市町村との緊密な連携について定めること。(第13条関係)

15 県民等及び関係団体が自発的に行う障がいについての理解を深め、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に資する活動を促進するため、必要な施策を実施することを定めること。(第14条関係)

16 不利益な取扱い及び虐待に関する相談、助言等について定めること。(第15条関係)

17 財政上の措置について定めること。(第16条関係)

18 施行期日等

(1) この条例は、平成23年7月1日から施行すること。(附則第1項関係)

(2) この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(附則第2項関係)

障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例【概念図】

【目的】(1条)

障がいのある人と障がいのない人とが互いに権利を尊重し合いながら、心豊かに主体的に生活することができる(共に学び共に生きる)地域づくり

【基本理念】1 障がいのある人が有する、自らの選択した地域で生活し、地域社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する権利を尊重すること。(3条1項)

2 障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消のための取組は、障がいについての理解を深めることを基本とすること。(3条2項)

不利益な取扱いの解消

県民等の理解の促進

不利益な取扱いの禁止(7条)

虐待の禁止(8条)

【相談に対する助言等】(15条)
・障がいのある人に対する不利益な取扱い及び虐待に関する相談に応ずる。

【情報の提供及び意見の聴取】(11条1項後段、2項)
・不利益な取扱いの解消に関する普及啓発
・不利益な取扱いの解消に関する意見の聴取

【教育の支援体制の整備及び充実】(12条)
・障がいのある人とない人が共に学ぶことができる体制の整備や教育内容・方法の充実

【交流機会の拡大及び充実】(9条)
・障がいのある人とない人との交流の機会の拡大
・交流の場への参加促進等

【情報の提供及び意見の聴取】(11条1項前段)
・理解の促進に資する情報の提供

【責務、役割】

【県民等の役割】(6条)

- ・障がいのある人が、あらゆる分野に参加できるよう支援
- ・障がいについての理解を深め、不利益な取扱いの解消に努める
- ・県、市町村の施策への協力

理解、配慮、支援

情報発信

【家族】

【障がいのある人】
障がいの特性・生活上の困難について、理解が得られるよう努める。

相互連携(13条)

【関係団体等への支援】(14条)
・県民等及び関係団体が自発的に行う活動の促進

【県の責務】(4条)

- ・障がいについての理解の促進、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消
- ・施策の策定及び実施

【職員の育成】(10条)
・専門知識を有する職員の育成
・職員が障がいについての知識と理解を深める

【財政上の措置】(16条)
・施策を推進するための必要な財政上の措置

相互連携
(13条)

【市町村の役割】(5条)

- ・地域特性に応じた、障がいについての理解の促進、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策の推進

障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例 逐条解説

前文

これまで本県においては、障がいのある人の福祉向上のための様々な取組が行われ、障がいについての県民の理解は徐々に深まりつつある。

しかしながら、依然として、障がいのあることを理由に、障がいのある人を区別する意識やこれに基づいた社会における制度が存在し、障がいのある人の社会参加を妨げる障壁となっている。

私たちは、このような状況を憂慮し、これまで障がいのある児童等と障がいのない児童等が分け隔てなく教育を受けられる機会の拡充が十分に図られていなかったことや障がいのある人に対する誤解、偏見、理解の不足等を解消するための取組が十分に行われていなかったこと等が一因となって様々な障壁を生み、障がいのある人の地域社会への参加を妨げてきたということを改めて認識しなければならない。

今、全国を上回る速度で少子高齢化が進み、地域の担い手が減少していく中であって、今後、本県が持続可能な社会を構築していくためには、障がいのある人もない人もそれぞれが地域における役割を担い、共に生きる地域づくりを早急に進めていく必要がある。そのためには、すべての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加することができるよう、共に学び共に生きる中で、将来の地域づくりを担うかけがえのない人材に対する正しい知識の普及と理解の促進を図り、障がいのある人に対する不利益な取扱いを解消することが必要である。

ここに私たちは、障がいのある人と障がいのない人とが互いに個人の権利を尊重し合いながら心豊かに主体的に生活することができる地域づくりを目指すことを決意し、この条例を制定する。

【趣旨】

- この条例の趣旨、理念、目的について規定したものです。

前文は規範性を持つものではありませんが、この条例は県民の意識に働きかけていく要素が大きいことから、条例の制定に当たって県民から寄せられた意見等も踏まえ、この条例を制定することの意義や目的、障がいについての理解の促進と不利益な取扱いを解消するための取組の意義や方向性について、県民が理解しやすいよう具体的に記述しています。

【解説】

1 現 状

- 身体障がい者数（身体障害者手帳交付者数）は、平成 21 年 3 月 31 日現在で 56,097 人（18 歳未満 844 人、18 歳以上 55,253 人）となっています。

このうち、65 歳以上は 39,091 人で、全体の 69.7%を占めています。

平成 17 年度と比較すると、全体で 429 人（0.8%）、65 歳以上は 1,247 人（3.3%）増加していますが、逆に稼働年齢層である 18 歳以上 65 歳未満は 856 人（5.0%）減少し

ており、身体障がい者のうち高齢者の割合が増加しています。

2 「障がいについての県民の理解」について

- 「ひとにやさしいまちづくり」の県民認知割合（県政モニターによる）を見ると、平成 18 年度の 54%から平成 20 年度には 61%と微増しています。また、この条例の制定について検討するための組織である「障がい者差別の撤廃に関する条例研究会」（以下「条例研究会」という。）が平成 22 年 5 月に開催した「障がい者関係団体との意見交換会」においても、「暮らしは良くなってきているし、情報も広がってきている」「門戸はだいぶ広がってきている」という意見も出されています。

しかし、同研究会が行った「障がい者差別に当たると思われる事例」調査を見ると、福祉・教育・医療・労働・交通・情報・サービス提供・その他の様々な分野・場面において、依然として、障がいのある人が障がいを理由に生活の中で困ったことや、いやな思いをしたことがあることがわかります。

また、障がい福祉サービス事業所等関係者の高次脳機能障がいについての認知度調査によると、「良く知っている」が 37.4%、「聞いたことがある」は 55.3%となっています。

◆障害者福祉サービス事業所等関係者の認知度（いわてリハビリテーションセンター調査）

	良く知っている	聞いたことがある	知らなかった	計
事業所数	46	68	9	123
割合（%）	37.4	55.3	7.3	100.0

3 「障がいのある児童等と障がいのない児童等が分け隔てなく教育を受けられる機会の拡充が十分に図られていなかったこと」について

- 昭和 54 年の養護学校義務制の施行によって、知的障がい等を含むすべての障がいのある児童生徒に対して義務教育が保障されることとなりましたが、それ以前においては、障がいの重い児童生徒には就学の機会が完全に保障されていませんでした。本県においてはこれまで、国の教育制度の下、市町村や各学校が障がいのある人本人やその保護者の意見を尊重しながら、受入れと教育サービスの提供に努力してきましたが、障がいのある子どもと障がいのない子どもを分けるこうした国の教育制度が長い間続けられてきたことが、障がいのある人と障がいのない人を分け隔ててしまいがちな社会の風潮を助長する一因となってしまったことは否定できないと考えられます。

なお、「障がいのある児童等」とは、障がいのある幼児、児童、生徒をいいます。

4 「障がいのある人もない人もそれぞれが地域における役割を担い、共に生きる地域づくりを早急に進めていく必要があること」について

- 平成 20 年度に県が行った調査によると、障がい者施設に入所している 2,542 人のう

ち、約 20%に当たる 552 人が平成 22 年度までに障がい者施設から退所して地域で生活することを希望しており、障がいのある人を受け入れ、共に生きることのできる地域づくりを早急に進めて行くことが求められているといえます。

- 本県では、全国を上回る速度で少子高齢化が進んでおり、少子高齢化の進展に伴って、やがて行政だけでは社会保障を正常に維持することが困難な時代が到来することが懸念されています。また、人口減少も進んでいることから、障がいのある人もない人もすべての人が役割を分かち合って、それぞれの役割を担っていく地域社会を築いていくことが必要とされています。

(参考) 人口減少と高齢化の進行

県人口:1,364 千人 (H19) → 1,171 千人 (H37)

高齢化率: 25.8% (H19) → 35.0% (H37)

5 「共に学び共に生きる中で、正しい知識の普及と理解の促進を図り、障がいのある人に対する不利益な取扱いを解消することが必要」について

- これからの地域社会を担う人材を育てていくためには、高齢者も障がいのある人もない人もお互いを理解し、その存在価値を認め合うことが大切です。それには、子どもときから、障がいの特性や障がいがあることによる「暮らしにくさ」を理解することができる環境の中で共に生活し、共に支え合いながら生きるという経験を積むことが必要です。すなわち、一緒に成長していくことによって理解を深め、例えば、社会人となったとき、会社や自分の所属している部署に障がいのある人が入ってきた際もどのように対応すればよいか考え、行動することができると考えられます。

また、障がいのある人に対する理解者が社会にたくさんいれば、障がいのある人も就労の場で嫌な思いをしたり、孤立して辞めざるを得ないということも少なくなり、障がいのある人も力を発揮していける社会になるという考えに立つものです。

- なお、平成 21 年 12 月に策定された「いわて県民計画」においても、「アクションプラン」(平成 22 年度までを対象)で示された「7つの政策分野」の具体的な政策項目として、「福祉コミュニティの確立」「特別支援教育の充実」についてが掲げられています。

(参考)

◎第 4 次障害者基本計画 (平成 30 年 3 月 30 日閣議決定)

II 基本的な考え方

1. 基本理念

条約(※)は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めている。

こうした条約の理念に即して改正された基本法第 1 条に規定されるように、障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある。

本基本計画では、このような社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとする。

※条約：障害者の権利に関する条約

◎ひとにやさしいまちづくり条例（平成 19 年岩手県条例第 74 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、ひとにやさしいまちづくりを推進することにより、すべての人が個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される地域社会の形成を促進し、もって県民福祉の増進に資することを目的とする。

◎いわて県民計画（平成 21 年 12 月策定）

平成 21 年 12 月に策定された「いわて県民計画」では、県民、企業、NPO、市町村や県などの地域社会を構成するあらゆる主体が共に支え合い、総力を結集しながら、地域の歴史的・文化的・経済的・人的資源を最大限に活用し、地域の個性や特色を生かした取組みを展開することにより、地域の価値を高めていく「地域経営」の考え方にに基づき、推進していくこととしています。

そして、「アクションプラン」（平成 22 年度までを対象）で示された「7つの政策分野」の具体的な政策項目として、「福祉コミュニティの確立」「特別支援教育の充実」について、次のように掲げられています。

福祉コミュニティの確立

《目指す姿》

県民だれもが、身近な地域社会で、年齢や性別、心身の障がいの有無に関わらず、お互いの個性や尊厳を認め合い、必要な福祉サービス等を利用しながら住民相互の支え合いなどにより、安心して生活できる福祉コミュニティづくりが進められています。

《目指す姿を実現するための取組》

地域で支援を必要とする高齢者や障がい者など、一人ひとりのニーズに応じた医療・介護・福祉サービス提供の仕組みづくりや、住まいや就労の場の確保、多様な福祉活動の担い手となる福祉を支える人づくりなど、行政と地域住民や団体等が地域の社会資源を活用しながら相互に協力して進めます。

また、県民、事業者、市町村などが一体となってひとにやさしいまちづくりを行い、誰もが自らの意思で行動でき、社会参加の機会が確保される環境づくりを進めます。

特別支援教育の充実

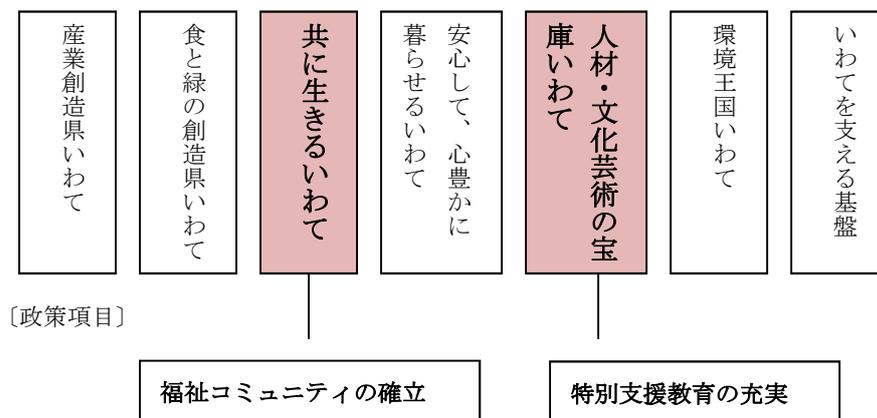
《目指す姿》

学校と地域の連携により、障がいのある児童生徒一人ひとりが特別な教育的ニーズに応える支援体制のもと、自己実現に向けて共に学び、育ち合う学校が実現されています。

《目指す姿を実現するための取組》

障がいのある児童生徒が身近な地域の学校で障がいのない児童生徒と共に学ぶことができる教育の場の拡充と学校での学習・生活を支える体制の強化を図るとともに、特別支援教育に対する県民の理解、障がいのある生徒の就業支援に重点的に取り組んでいきます。

〔岩手の未来をつくる7つの政策〕（抜粋）



◎神奈川県相模原市の障害者支援施設での事件に対する知事談話

7月26日、絶対に起きてはならない、信じられないような事件がありました。犠牲になられた方々に、心からご冥福をお祈りいたします。また、負傷された方々が一日も早く回復されるよう、お見舞いを申し上げます。

人の命はかけがえのないものです。その命を突然奪うようなことは、決して許されるものではありません。

障がいのある人も障がいのない人も共に差別されることなく、基本的人権を享有するかけがえのない個人として等しく尊重されなければなりません。

このことは、我が国においては日本国憲法により保障されており、国際的には「障害者の権利に関する条約」により保障されています。

岩手県では、平成23年の障害者虐待防止法、平成25年の障害者差別解消法の制定に先んじて平成22年に制定された「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」に基づき、障がいのある人と障がいのない人とが互いに個人の権利を尊重し合いながら心豊かに主体的に生活することができる地域づくりを目指しています。

岩手県民の間では、昔から障がいのある人もない人も共に生きるという意識のもと、多くの取組みが行われてきました。県行政においても、年齢や性別、心身の障がいの有無に関わりなく、お互いの個性や尊厳を認め合い、共に生活するという考え方を重要な理念と位置付け、いわて県民計画や東日本大震災津波復興計画に盛り込んで、県政全般に活かしています。

今年は、本県で国民体育大会と共に全国障害者スポーツ大会が開催されます。この全国障害者スポーツ大会と、それに併せて開催される文化プログラムや関連の行事を通じて、全国各地から集う皆さんと、改めて、障がいのある人もない人も、お互いの個性や尊厳を認め合い、共に支え合う社会を目指すということを、この岩手の地で確認し、全国に発信していきましょう。

障がいのある皆さん、社会のかけがえのない一員であるという自信と誇りを持って堂々と生きてください。

県民の皆さん、特に次代を担う若い世代の皆さん、障がいのある人もない人も、互いに支え合う共生社会を一緒に築いていきましょう。

平成28年8月8日

岩手県知事 達増 拓也

(目的)

第1条 この条例は、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、障がいのある人と障がいのない人とが互いに権利を尊重し合いながら共に学び共に生きる地域づくりを推進することを目的とする。

〔趣旨〕

- この条例は、前文に掲げた趣旨に沿って「障がいのある人と障がいのない人とが互いに権利を尊重し合いながら共に学び共に生きる地域づくりを推進すること」を目的とすることを規定したものです。

また、県、市町村、県民及び事業者の責務と役割を明らかにし、障がいについての理解の促進を図り、障がいのある人に対する不利益な取扱いを解消するために取り組むことを規定したものです。

〔解説〕

- 2006年12月、第61回国連総会において「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）が採択されたことを受け、その批准に向けて現在、国の「障がい者制度改革推進会議」において障がい者差別を禁止する法律をはじめとした障がい者制度に係る法整備が進められ、2014年1月に障害者権利条約の批准国となりました。

障がい者差別の禁止については、平成16年の障害者基本法の一部改正により、障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、基本的理念として障害者に対して障害を理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない旨が規定され、都道府県及び市町村に障害者のための施策に関する基本的な計画の策定が義務付けられましたが、これまで障がいのある人が差別を受けない具体的権利やその是正方法について規定した法律はなく、本県でも障がいのある人に対する誤解、偏見、理解の不足等を解消するための具体的な取組は十分に行われていませんでした。

その後、平成25年6月に国において、障がいを理由とする差別を解消することを目的に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が公布され、平成28年4月から施行されています。

そこで、この条例は、不利益な取扱いの多くが、障がいに対する誤解、偏見、理解の不足等に起因しているとの考えに立ち、①県民等の理解の促進と、②不利益な取扱いの解消に取り組むことによって、その上の高次な目的である「障がいのある人と障がいのない人とが互いに権利を尊重し合いながら共に学び共に生きる地域づくり」を推進していこうとするものです。

(他都道府県等の状況)

同様の趣旨の条例（障害者差別解消条例を含む。）は、平成31年4月現在、本県を含め下記の32都道府県で制定されています。

自治体名	条例名	公布日
北海道	北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例	H21. 3. 31
岩手県	障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例	H22. 12. 14
山形県	山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例	H28. 3. 22
茨城県	障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例	H26. 3. 26
栃木県	栃木県障害者差別解消推進条例	H28. 3. 25
群馬県	群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例	H31. 3. 22
埼玉県	埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例	H28. 3. 29
千葉県	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例	H18. 10. 20
東京都	東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例	H30. 7. 4
富山県	障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例	H26. 12. 17
福井県	障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例	H30. 3. 22
山梨県	山梨県障害者幸住条例	H27. 12. 25
岐阜県	岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例	H28. 3. 29
静岡県	静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例	H29. 3. 24
愛知県	愛知県障害者差別解消推進条例	H27. 12. 22
三重県	障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例	H30. 6. 29
滋賀県	滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例	H31. 3. 22
京都府	京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例	H26. 3. 14
大阪府	大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例	H28. 3. 29
奈良県	奈良県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例	H27. 3. 25
鳥取県	鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例	H29. 7. 7
徳島県	障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例	H26. 12. 25
香川県	香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例	H29. 10. 20
愛媛県	愛媛県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例	H28. 3. 29
福岡県	福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例	H29. 3. 30
佐賀県	障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例	H30. 9. 26
長崎県	障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例	H25. 5. 31
熊本県	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例	H23. 7. 1
大分県	障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例	H28. 3. 30
宮崎県	障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例	H28. 3. 23
鹿児島県	障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例	H26. 3. 28

沖縄県	沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例	H25. 10. 29
-----	-------------------------------	-------------

(参考)

◎障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する身体障害、知的障害又は精神障害、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害、高次脳機能障害その他これらに準ずる障害があることに伴い、その時々¹の社会的環境において求められる能力又は機能に達しないことにより、継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。
- (2) 不利益な取扱い 障がいがあることを理由として不利な区別、排除及び権利の制限をすること並びに障がいのない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするための必要かつ合理的な配慮（社会通念上相当と認められる程度を超えた人的負担、物的負担、経済的負担その他の過重な負担を課するものと認められる場合を除く。）をしないこと。

〔趣旨〕

- この条例における、用語の意義を定義したものです。

〔解説〕

第1号

「障がい」について

- 身体障害： 身体機能の欠損等の機能障害があり、継続的に日常生活又は社会生活に支障がある状態をいいます。
- 知的障害： 知的機能の障害が発達期（おおむね18歳未満）までに現われること、遅滞が明らかであること、遅滞により適応行動が困難であることをいいます。
- 精神障害： 統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、精神病質その他の精神疾患により、継続的に日常生活又は社会生活に支障がある状態をいいます。
- 発達障害： 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもので、継続的に日常生活又は社会生活に支障がある状態をいいます。

なお、条例条文には記載がありませんが、障害者基本法においては、「精神障害（発達障害を含む。）」と記載されているように、精神障がい²に包含されています。
- 高次脳機能障害： 高次脳機能障害診断基準（高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業実施要綱（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第78条事業）により記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的

行動障害などの認知障害を主たる原因として、日常生活及び社会生活への適応に困難を有すると診断されたもので、継続的に日常生活又は社会生活に支障がある状態をいいます。

なお、障害者基本法等においては、精神障害に含まれると解釈されていますが、「その他これらに準ずる障害」の代表例として明記したものです。

- その他これらに準ずる障害： 障害者総合支援法第4条に定める「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病」などに起因する障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態をいいます。
- この条例では、「障がい」の範囲をいわゆる「三障害」に限定せずに、できるだけ広く捉えることとしています。国の障がい者制度改革推進会議における議論では、障がいを機能障害としてとらえる（医学モデル）のではなく、社会的環境との作用によって捉える（社会モデル）べきとの意見が多数出され、障がいが環境との関係によって生じるという考え方について広く国民に理解を促していくことが必要との意見も出されたところでした。

また、WHOが提唱した国際障害分類も、環境との相互作用によるものとする国際機能分類に改められ、障害者権利条約でも社会モデルを踏まえた捉え方が示されています。平成22年6月7日にまとめられた同推進会議の第一次意見及び平成22年12月17日付け第二次意見にも障がいを広く捉えるべきとの方向性が示されていることから、今後、国としては社会モデル的認識を踏まえ、障害者の範囲、障害者への各種支援制度を見直す方向に向かうという考えに立っています。

- 「継続的」とは、症状が連続していることだけではなく、症状に波がある場合や不安定な場合も含まれます。
- 岩手県では、平成20年4月以降、法令等で使用されている用語や関係団体等の名称などを除き、原則として行政文書等において「障害」の表記を平仮名で「障がい」とすることとしています。この条例では、法律や他の条例等が指す漢字表記の「障害」より広い概念として独自に定義規定を置くものであること、漢字の「害」の字はマイナスイメージや不快感を覚える方もいる可能性も考慮し、平仮名の「障がい」としています。
- なお、国の障がい者制度改革推進会議においても「障害」の表記について見直しを検討されていましたが、平成22年11月22日の会議において、「障碍（しょうがい）」などへの変更は当面行わないことが決められ、改定常用漢字に「碍」も含まれないこととなりました。

第2号

不利益な取扱いについて

- この条例において「不利益な取扱い」とは、①障がいのあることを理由とした不利な区別、排除、制限をすること、②合理的な配慮をしないことの2つをいいます。条例研究会が行った「障がい者差別に当たると思われる事例」調査では、「区別」「排除」「制限」「合理的配慮（配慮してほしいこと）」の具体的な例として、次のような事例が寄せられました。

- ・ 区別： 成人になっているにもかかわらず、「くん、ちゃん」づけで呼ぶこと。子ども

扱いすること。精神病の通院歴があることを殊更に取り上げること。

- ・排除： 障がいの種別によって、施設やサービスの利用を断ること。学校行事や地区行事等への参加を断ること。車いすでの乗車を断ること。障がいを理由に面接を受けさせないこと。
- ・制限： サービスを受ける際に支援者の付き添いを条件とすること。昇任・昇格させないこと。
- ・合理的配慮： 点字版やスロープをつけること。代読・代筆をすること。手話通訳や要約筆記者を配置すること。資料のルビ付きや拡大版を準備すること。大きな声でゆっくりと話をする事。

これらはあくまで一例であって日常生活の様々な場面において「不利益な取扱い」の態様は異なりますし、当該「区別、排除、制限」が障がいのあることを理由としたものか否か当事者の捉え方や主張が異なる場合もあります。また、「合理的配慮」は、福祉や医療、労働、教育など個別の分野、その時々々の環境・条件、主体などによって必要とされる内容が異なり、すべての人に一律に同じ対応が必要とされるものではありません。障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の生活を送ることができるよう、障がいのあることによる「暮らしにくさ」を取り除くことを求めるものですので、社会通念上相当と認められる程度を超えた人的負担、物的負担、経済的負担その他の過重な負担を課すものは、含まれません。

- この条例は、第3条「基本理念」に定めるとおり、障がいについての理解を深めることを基本としながら、不利益な取扱いの解消を目指すものであり、「合理的配慮」については、今後、事例の積み重ねによって必要とされる範囲や内容を明らかにするとともに、この条例及び障害者差別解消法に基づく県民への普及啓発の取組みによって浸透が図られていかなければなりません。

(その他参考事項)

○ 「障がいのある人」について

この条例では、障害者手帳を有する方々のみを対象とするのではなく、さらに範囲を広く捉えていることから、法律で規定する「障害者」との区別をする趣旨から「障がい者」ではなく「障がいのある人」としました。

また、パブリックコメントにおいて、「者(モノ)はマイナスイメージを与える」といった趣旨の御意見が複数寄せられたことなども考慮し、「障がいのある人」と表記することとしたものです。

(参考)

◎障害者の権利に関する条約(2006年12月国連採択・2014年1月日本が条約に批准)

(目的)

第1条 この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含

む。

(定義)

第2条 「障害を理由とする差別」とは、障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であつて、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

◎障害者基本法（昭和45年法律第84号）

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

◎障害者基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成16年5月27日参議院内閣委員会）

六 「障害者」の定義については、「障害」に関する医学的知見の向上等について常に留意し、適宜必要な見直しを行うよう努めること。

また、てんかん及び自閉症その他発達障害を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する者であつて、継続的に生活上の支障があるものは、この法律の障害者の範囲に含まれるものであり、これらの者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めること。

◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

(定義)

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて18歳以上であるものをいう。

◎障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としてい

る旨の意志の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

◎障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）

第 2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

1 法の対象範囲

(1) 障害者

対象となる障害者は、障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者、即ち、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」である。これは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえている。したがって、法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。なお、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。

◎障害者制度改革の推進のための第二次意見 抜粋（平成 22 年 12 月 17 日障がい者制度改革推進会議）

2 総則関係

(2) 定義（推進会議の認識）

これまで、個人の心身の機能の損傷と、様々な社会生活における不利や困難としての障害を同一視したり、障害を個人に内在する属性としてとらえ障害の克服を個人の適応努力に任されたりするなど、障害の軽減や除去のために医学的な働きかけ（治療、訓練）を優先する医学モデルが社会に浸透していた。

しかし、障害者の社会参加の制限や制約の原因が障害者個人にあるのではなく、機能障害（インペアメント）と社会との関係によって生じるものであるという「社会モデル」に立つ障害者権利条約を踏まえるとき、基本法の改正に当たり、障害の定義に「社会モデル」的観点を反映させることが、障害者に関連する日本の施策の制度改革と国民全体の意識変換にとって極めて重要なことであり、そのことは、他の法律での定義にも反映されるべきものである。

また、制度の谷間を生まないためには、あらゆる障害が「障害」の定義に入るよう幅広く捉えることが必要である。

さらには、現行の基本法上の「継続的に」という文言との関係で、「周期的」又は「断続的」に発生する日常生活又は社会生活上の制限を受ける人を排除しないようにすることも重要である。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

障害の定義は、制度の谷間を生まない包括的なものとし、個人の心身の機能の損傷と社会との関係において社会的不利益を発生するという視点を明らかにし、さらに、周期的に変調する状態なども含みうるものとする。

(4) 差別の禁止

〔差別の定義〕 基本法における差別の定義としては、障害者の権利条約の定義を踏まえ、あらゆる差別、排除又は制限が不利益な結果をもたらす目的を有する場合はもとより、行為者の主観的意図に

かかわらず、不利益な効果が発生する場合も含むものであること、さらには、相手方に均衡を失した又は過度の負担を課すものではないにもかかわらず、特定の場合において、障害のない人と等しく機会の均等を確保するための必要かつ適当な変更及び調整である合理的配慮を提供しない場合も含むものであるべきである。

(基本理念)

第3条 障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消は、障がいのある人自らが選択した地域において生活し、地域社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する権利を尊重することを基本として、行われなければならない。

2 障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消のための取組は、不利益な取扱いの多くが、障がいに対する誤解、偏見、理解の不足等に起因するものであることにかんがみ、障がいについての理解を深めることを基本として、行われなければならない。

〔趣旨〕

- この条例で規定する施策を推進するに当たり、県、市町村及び県民等が共有すべき理念、根本となる考え方を規定したものです。

〔解説〕

第1項

「障がいのある人自らが選択した地域において生活し、地域社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する権利を尊重すること」について

- 障害者権利条約では、第3条でこの条約の適用の基本的な指針となる一般原則の中で、「1.固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立を尊重すること」、「3.社会に完全かつ効果的に参加し、及び社会に受け入れられること」を定めています。

また、障がい者制度改革推進会議の第二次意見においても、「現行法の規定に加えて、障害者が基本的人権の享有主体であることを確認すること」、「地域社会で生活する権利を確認するとともに、その実現に向けた施策の具体化のための措置を取ること」が求められています。

このほか、平成28年4月に施行された障害者差別解消法では、「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等」が定められています。

- この条例では、障がいのある人が享有する権利について明らかにするとともに、この条例で規定する「障がいについての理解の促進」及び「不利益な取扱いの解消」に関する施策の推進に当たっては、この権利を尊重することを基本的原則（理念）として運用していくこととしたものです。

第2項

「障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消のための取組は、障がいについての理解を深めることを基本とすること」について

- 条例研究会に寄せられた「障がい者差別に当たると思われる事例」には、「障がいを

理由に施設利用を断られた」、「クラブに障がい者がいると困ると言われた」など、障がいに対する誤解、偏見、理解の不足等から生じていると考えられるものが多く見られます。障がいの特性を正しく理解し、障がいのある人が感じている「暮らしにくさ」について知ることで、障がいのある人の立場に立って考え、行動することができるようになり、不利益な取扱いをなくしていくことができると考えられます。

そこで、この条例では、例えば罰則規定を設けることによって実効性を担保するというのではなく、障がいについての理解を深めることによって、不利益な取扱いの解消を図っていくという基本的な考え方を明らかにしています。

(参考)

◎障害者の権利に関する条約（2006年12月国連採択・2014年1月日本が条約に批准）

第3条 一般原則

この条約の原則は、次のとおりとする。

- 1 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立を尊重すること。
- 2 差別されないこと。
- 3 社会に完全かつ効果的に参加し、及び社会に受け入れられること。
- 4 人間の多様性及び人間性の一部として、障害者の差異を尊重し、及び障害者を受け入れること。
- 5 機会の均等
- 6 施設及びサービスの利用を可能にすること。
- 7 男女の平等
- 8 障害のある児童の発達しつつある能力を尊重し、及び障害のある児童がその同一性を保持する権利を尊重すること。

◎障害者基本法（昭和45年法律第84号）

（地域社会における共生等）

第3条 第1条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

◎障害者制度改革の推進のための第二次意見 抜粋（平成22年12月17日障がい者制度改革推進会議）

2 総則関係

(3) 以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・現行法の規定に加えて、障害者が基本的人権の享有主体であることを確認すること。

- ・地域社会で生活する権利を確認するとともに、その実現に向けた施策の具体化のための措置を取る
- こと。
- ・障害者が必要とする支援を受けながら、自己決定を行えることが保障されること。
 - ・手話等の言語性を確認するとともに、必要な言語及びコミュニケーション手段の利用が保障される
- こと。

◎障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施するものとする。

〔解説〕

- 県の責務として、条例の実施全般について責任を持つこと、すなわち、知事部局、教育委員会をはじめ、あらゆる県の機関が個々に施策を実施するのではなく、相互に連携し、部局横断的に調整を行いながら、障がいについての理解を促進し、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策を総合的に策定し、実施することを定めています。
- 県では、障害者基本法に基づく岩手県障がい者プランにおいて、障がいの理解促進、不利益解消をはじめとした施策を総合的に策定しており、また、障がい者施策を担当する関係課で組織する岩手県障がい者施策推進会議を設置し、部局横断的な施策の調整を行っています。
- このほか、障害者差別解消法では、県に対し、障がいを理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の策定・実施並びに必要な啓発活動を行うことを定めています。

(参考)

◎**障害者基本法（昭和45年法律第84号）**

（国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、第1条に規定する社会の実現を図るため、前3条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

◎**障害者制度改革の推進のための第二次意見 抜粋（平成22年12月17日障がい者制度改革推進会議）**

2 総則関係

7) 国及び地方公共団体の責務

（略）

【差別を禁止する措置を取る責務】

国及び地方公共団体は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するための措置を講ずる責務を有している。また、国及び地方公共団体は障害者への合理的配慮義務を有すると同時に、事業者、企業、学校設置者など合理的配慮を行うべき者に対し、財政的、技術的な支援を行う責務を有している。

【インクルーシブ社会の構築】

国及び地方公共団体はあらゆる差別や偏見をなくし、障害者の置かれている状況についての国民の理解を広げ、障害のある人が障害のない者と平等に地域社会で自立した生活を営むことができるインクルーシブな社会を構築する責務を有している。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会で自立した生活を営む権利を保障し、並びに障害者間の制度的格差をなくすための措置を講ずる責務を有すること。
- ・ 国及び地方公共団体は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するための措置を講ずる責務を有すること。

◎「岩手県障がい者プラン」（平成 30 年 3 月）施策の基本的方向

- (1) 障がい者の権利を守り、障がい者のニーズや特性に応じた適切な支援を提供します。
 - ・ 障がい者が自らが選択する地域で自立した生活を営むため、障がいを理由とした不利益な取扱いや虐待を受けることがないよう支援します。
 - ・ 全ての障がい者に対し、それぞれのニーズに応じた適切な支援を提供します。
- (2) 健康な心と体を育み、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供します。
 - ・ 医療・福祉・教育等の関係機関の連携により、ライフステージのあらゆる場面に応じ、一貫性・継続性のある適切な支援を提供します。
- (3) 障がい者の自己選択・自己決定に基づく、自立と社会参加を促進します。
 - ・ 障がい者が地域において豊かで自立した暮らしを実現できるよう、障がい者に対する県民理解を促進し、障がい者の多様な就労や社会参加の機会を確保します。
- (4) 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくります。
 - ・ 障がい者が自らが選択する地域で安心して暮らしていけるよう、障がい者の地域移行を推進するとともに、公的な障がい福祉サービスはもとよりインフォーマルサービスも含めた社会資源を整備するなど、暮らしやすい地域社会の実現を図ります。

◎障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（啓発活動）

第 15 条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(市町村の役割)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、当該市町村の地域の特性に応じて、それぞれの立場において、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策を推進するよう努めるものとする。

〔趣旨〕

- 市町村の果たすべき役割について明らかにするため規定したものです。

〔解説〕

- 地方分権一括法施行以後、県と市町村は、対等・協力の関係とした中で、県条例では、市町村の役割を直接に規定せず、条例の具体的な内容を踏まえた役割を担うものとして規定が設けられています。

条例研究会が実施した「障がい者関係団体との意見交換会」や県民説明会では、県のほか、市町村の施策や福祉サービスについても様々な意見が寄せられたところです。

障がい者施策の推進のためには市町村との連携は不可欠であり、こうした観点から、市町村においても、地域の特性に応じて、それぞれの立場において障がいについての理解の促進と不利益な取扱いの解消に取り組むよう努めることを規定したものです。

- このほか、障害者差別解消法では、市町村に対し、障がいを理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の策定・実施並びに必要な啓発活動を行うことを定めています。

(参考)

◎障害者基本法（昭和45年法律第84号）

（国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、第1条に規定する社会の実現を図るため、前3条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

◎障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（啓発活動）

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(県民等の役割)

第6条 県民及び事業者（以下「県民等」という。）は、障がいのある人が、地域の一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できるよう、支援に努めることにより、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい地域づくりに努めるものとする。

2 県民等は、基本理念にのっとり、障がいについての理解を深め、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消並びに県及び市町村が実施する障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策への協力に努めるものとする。

3 県民等は、障がいのある人の家族に対して必要な配慮をするよう努めるものとする。

4 障がいのある人は、自らの障がいの特性及び障がいのあることによる生活上の困難について県民等に伝え、理解が得られるよう努めるものとする。

〔趣旨〕

○ 県民及び事業者の果たすべき役割を明らかにするため規定したものです。

〔解説〕

○ 第6条で規定する「役割」は、県民、事業者それぞれが同様に果たすべき共通の役割であることから、県民及び事業者を一体として「県民等の役割」として規定しています。

第1項

「障がいのある人が、地域の一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できるよう、支援に努めること」について

○ 第3条第1項に定める「基本理念」を踏まえ、県民等は、障がいの特性や障がいのある人の社会参加を阻む様々な障壁となっているものを正しく理解し、障がいのある人を地域づくりの一員として認め、障がいのある人の「暮らしにくさ」の軽減が図られるような配慮や手助けをするよう努めることを定めています。

○ 障害者差別解消法では、障がいを理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めることを定めています。また、県及び市町村は当然ですが、事業者についても、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めることを定めています。ただし、行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)により定められています。

第2項

「障がいについての理解を深め、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消並びに県及び市町村が実施する障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策への協力に努めること」について

○ 行政と県民等が一体となって取組みを進めていくため、県民等に県及び市町村が実施する施策への協力を求めるものです。

(参考)

◎障害者制度改革の推進のための第二次意見 抜粋（平成 22 年 12 月 17 日障がい者制度改革推進会議）

2. 総則関係

6) 障害のある子ども

【障害のある子ども及び家族への支援】

(略)

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである・

(略)

- ・家族に過度な負担や責任を求めること等により、障害のある子どもが家族や地域社会から隔離されたり、不利益な取扱を受けずに、一人の子どもとして尊重されるよう、障害のある子ども及びその家族に対する支援を講ずること。

◎障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

(国民の責務)

第 4 条 国民は、第 1 条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第 5 条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

(事業主による措置に関する特例)

第 13 条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の定めるところによる。

(不利益な取扱いの禁止)

第7条 何人も、障がいのある人に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

【趣旨】

- 障がいを理由とした不利益な取扱いの禁止について規定したものです。

【解説】

- 第2条第2項における定義により、「合理的な配慮を行わないこと」も「不利益な取扱い」に含まれることから、合理的な配慮の欠如も禁止されることとなります。

本条例においては罰則規定を設けないことから、一般的な禁止規定にとどまりますが、禁止行為が行われた場合は、第15条の「不利益な取扱い等に関する相談、助言等」の対象となります。

- 障害者基本法では、何人も障害者に対する差別することその他権利利益侵害を禁止すること及び合理的な配慮をすることを定めており、障害者差別解消法では、県や市町村等の行政機関等及び事業者に対し、事務又は事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならないことを定めています。

なお、事業主としての立場で労働者に対して行う障がいを理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）により定められています。

(参考)

◎障害者基本法（昭和45年法律第84号）

（差別の禁止）

第4条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第1項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

◎障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(事業主による措置に関する特例)

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

(虐待の禁止)

第8条 何人も、障がいのある人に対し、次に掲げる行為（以下「虐待」という。）をしてはならない。

- (1) 障がいのある人の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 障がいのある人にわいせつな行為をすること又は障がいのある人をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 障がいのある人を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の障がいのある人を養護すべき義務を著しく怠ること。
- (4) 障がいのある人に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障がいのある人に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (5) 障がいのある人の財産を不当に処分することその他当該障がいのある人から不当に財産上の利益を得ること。

〔趣旨〕

- 障がいのある人に対する虐待の禁止について規定したものです。

〔解説〕

- 本条例においては罰則規定を設けないことから、一般的な禁止規定にとどまりますが、禁止行為が行われた場合は、第15条の「不利益な取扱い等に関する相談、助言等」の対象となります。
- 平成23年6月に施行された障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）に準じた形で1号から5号に規定し、これらの行為を禁止しています。

第1号～5号

- 第1号～5号は、障害者虐待防止法第2条に規定する行為類型を基本とした規定です。各号の具体例は次のとおりです。

◎「市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き」（厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室）抜粋

区分	内容と具体例
身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与えること。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制すること。 【具体的な例】 ・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・壁に叩きつける ・つねる ・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる ・やけど・打撲させる ・身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる等）
性的虐待	性的な行為やそれを強要すること（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。） 【具体的な例】

	<ul style="list-style-type: none"> ・性交 ・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする ・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する ・わいせつな映像を見せる ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や画像を撮影する
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> 脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。 <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる ・怒鳴る ・ののしる ・悪口を言う ・仲間に入れない ・子ども扱いする ・人格をおとしめるような扱いをする ・話しかけているのに意図的に無視する
放棄・放置	<ul style="list-style-type: none"> 食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介護をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。 <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事や水分を十分に与えない ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している ・あまり入浴させない ・汚れた服を着させ続ける ・排泄の介助をしない ・髪や爪が伸び放題 ・室内の掃除をしない ・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる ・病気やけがをしても受診させない ・学校に行かせない ・必要な福祉サービスを受けさせない・制限する ・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> 本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金や賃金を渡さない ・本人の同意なしに財産や貯金を処分、運用する ・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない ・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

(参考)

◎刑法（明治40年法律第45号）

（遺棄）

第217条 老年、幼年、身体障害又は疾病のために扶助を必要とする者を遺棄した者は、1年以下の懲役に処する。

（保護責任者遺棄等）

第218条 老年者、幼年者、身体障害者又は病者を保護する責任のある者がこれらの者を遺棄し、又はその生存に必要な保護をしなかったときは、3月以上5年以下の懲役に処する。

◎障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）

（定義）

第2条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。

2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

3 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。

4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規

定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）（以下「障害者福祉施設」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業、同条第16項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第24項に規定する移動支援事業、同条第25項に規定する地域活動支援センターを経営する事業若しくは同条第26項に規定する福祉ホームを経営する事業その他厚生労働省令で定める事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に従事する者をいう。

5 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主（当該障害者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第1号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。

6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がある養護する障害者について行う次に掲げる行為

イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

ロ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハマまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

二 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

- 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前3号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- 五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。
- 8 この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前3号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。
- 五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

◎「岩手県障がい者プラン」抜粋（平成30年3月）

- ・障害者虐待防止法に基づく「障害者権利擁護センター」としての窓口を設置し、使用者による虐待の通報・届出の受理や、養護者又は障がい者福祉施設従事者等による虐待に対応する市町村への情報提供、市町村相互の連絡調整等を行います。また、24時間365日対応の障がい者虐待相談窓口として「障がい者110番」を設置し、虐待の早期発見と適切な対応を図ります。
- ・障がい福祉サービス事業所等の従事者や管理者等を対象とした研修を実施するとともに、県民を対象とした障害者虐待防止法に関する普及啓発を行うことにより、障がい者虐待の未然防止と早期発見を図ります。
- ・市町村や相談支援事業所等を対象とした研修を行うことにより、障がい者虐待に関する相談や通報・届出があった際に迅速・適切な対応ができるよう、相談窓口職員等の対応力の強化を図ります。
- ・障がい者虐待防止の取組の充実を図るため、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例推進協議会」において事業所職員を対象とした研修や相談窓口のあり方について、引き続き検討するとともに、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化に努めます。

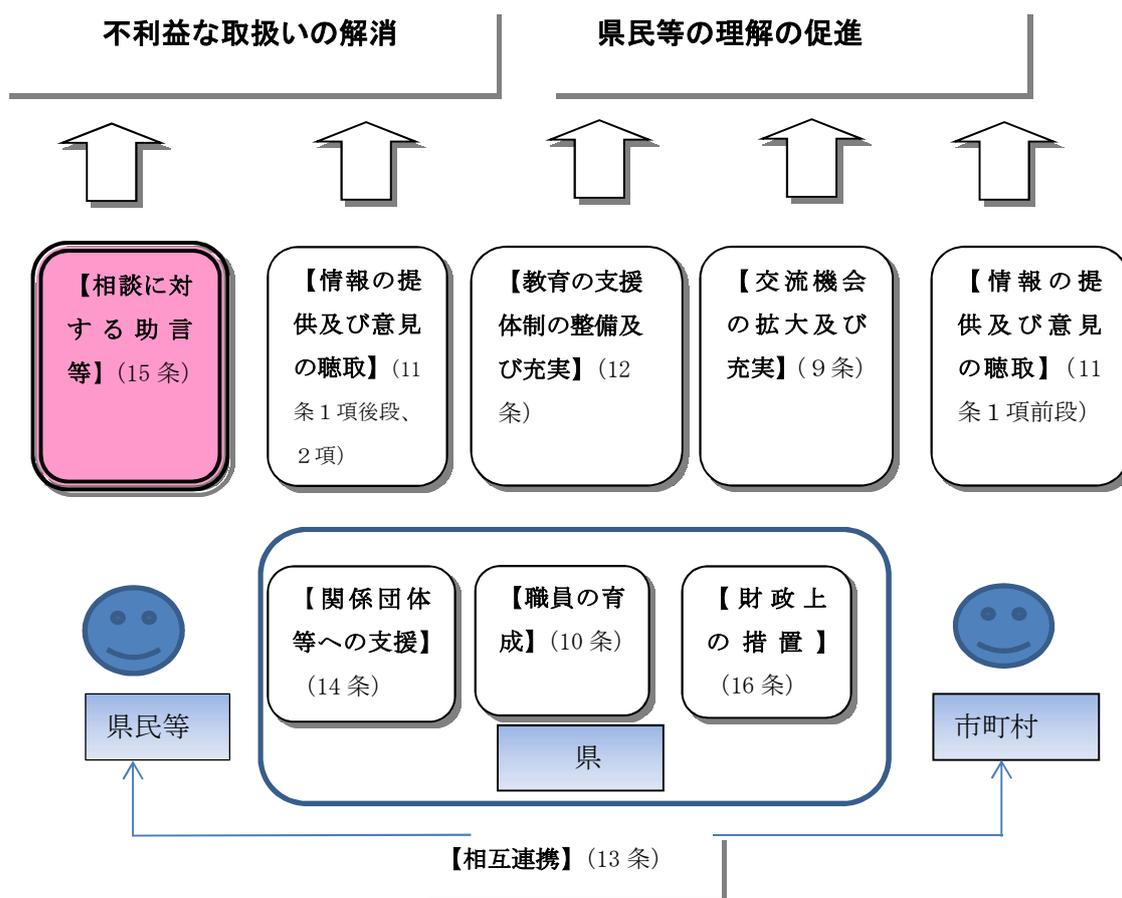
(交流機会の拡大等)

第9条 県は、障がいのある人と障がいのない人との交流の機会の拡大及び充実に努めるとともに、障がいのある人と障がいのない人との交流の場への積極的な参加を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

- 第9条から第15条は、障がいについての理解の促進と障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に資する基本的な施策について規定しています。
- 第9条は、基本的な施策の一つとして、障がいのある人と障がいのない人との交流機会の拡大及び交流の場への参加促進のための環境整備について規定したものです。

【基本的な施策の体系図】



【解説】

- 障がいのある人が自らの障がいの特性や「暮らしにくさ」を伝え、また、障がいのない人がそれらについての理解を深めるためには、障がいのある人と障がいのない人が交流する機会を増やすとともに、参加しやすい環境づくりをすることが重要です。このため、県は、障がいのある人とない人との交流の機会の拡大と積極的な誘導、参加促進のための環境づくりに取り組むことを規定したものです。

具体例としては、交流行事・講演会等の開催、共同学習の推進・充実といった「交流機会の拡大及び充実」に関する施策のほか、手話通訳や要約筆記者等地域におけるボランティアの養成、活用のための施策や、事業者における社会貢献活動のための休暇制度の創設と取得促進、ワークライフバランスの推進などが考えられます。

(参考)

◎障害者基本法（昭和45年法律第84号）

（地域社会における共生等）

第3条 第1条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

◎障害者制度改革の推進のための第二次意見 抜粋（平成22年12月17日障がい者制度改革推進会議）

3. 基本的施策関係

3) 教育

【交流及び共同学習】

交流及び共同学習には、様々な形態がある。例えば、特別支援学校と小・中学校等の間で行う学校間交流、特別支援学校と通常学級との学校内での交流、居住地の学校で行う居住地校交流、地域の人々との地域交流等があり、それぞれ、直接一緒に活動する直接交流と、手紙やビデオテープの交換等を介して行う間接交流がある。

しかし、学校間交流は年に数回であることが多く、直接交流となっても移動の際に親が付き添いを求められるなど等、多くの課題がある。交流及び共同学習は分けられた教育環境が前提となるため、原則分離の教育のままでは障害者権利条約で規定しているインクルーシブ教育は実現しない。地域社会の一員となる教育の在り方という観点から見直されるべきである。

以上を踏まえ、基本法に次の観点を盛り込むべきである。

（中略）

- ・子ども同士のつながりを障害のない子どもと同程度にするように交流及び共同学習の実施方法を見直すこと。

(職員の育成)

第10条 県は、障がいのある人に対する支援を適切に行うため、医療、保健、福祉、教育等の業務において、障がいに関する専門的知識を有する職員の育成を図るとともに、すべての職員が障がいについての知識及び理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

〔趣旨〕

- 障がいについての理解の促進と障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に資する基本的な施策の一つとして、職員の育成を図ることについて規定したものです。

〔解説〕

- 障がい者関係団体との意見交換やパブリックコメントにおいて、市町村も含めた行政の窓口や担当の職員の理解不足について意見がありました。そこで、障がいのある人に対する支援を適切に行うことができるよう、県の職員について、障がいに関する専門知識を有する職員の育成をするとともに、すべての職員が障がいについての知識と理解を深めるための必要な措置（研修等）を行うよう努めることを規定したものです。

不利益な取扱いを解消していくためには、職員が普段から研修などを通じて知識や技術の向上を図る必要があります。例えば、難病に関する正しい知識や行動障害など、特別な支援を必要とする障がいへの対応・支援に関する知識や技術などについて正しく理解し習得することによって、市町村や施設関係者等への適切な助言を行うことができると考えられます。

- 「障がいについての知識及び理解を深めるために必要な措置」とは、職員の知識向上のための研修の実施のほか、職員が障がいのある人の権利尊重や理解の促進に取り組める環境を整備することなどをいいます。
- 県では、障がいのある人への対応の質の向上を図るため、障がい者に対する不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例等に関する研修を毎年度実施しているほか、障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に即して、「岩手県知事部局における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を定めています。

(参考)

◎ 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）

（医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発）

第22条 国及び地方公共団体は、医療又は保健の業務に従事する者に対し、発達障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならない。

（専門的知識を有する人材の確保等）

第23条 国及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、

福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。

◎障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

（地方公共団体等職員対応要領）

第 10 条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第 7 条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第 4 条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前 3 項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

◎岩手県知事部局における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

（平成 28 年 2 月 15 日付け障第 900 号 保健福祉部長通知）

（不当な差別的取扱いの禁止）

第 2 職員は、法第 7 条第 1 項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいをいう。以下同じ。）を理由として、障がい者（障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

なお、別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する（第 3 において同じ。）。

（合理的配慮の提供）

第 3 職員は、法第 7 条第 2 項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

（管理監督者の責務）

第 4 管理監督者は、要領第 2 及び第 3 に掲げる事項に関し、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

(1) 日常の執務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関し、部下職員の注意を喚起し、障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

- (2) 障がい者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、部下職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 管理監督者は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(相談体制の整備)

第5 職員による障がいを理由とする差別に関する障がい者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、次に掲げる組織に相談窓口を置く。

- (1) 保健福祉部障がい保健福祉課
- (2) 各広域振興局の保健福祉環境部又は保健福祉環境センター
- (3) 福祉総合相談センター

2 相談窓口の職員が相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、保健福祉部障がい保健福祉課に集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。

(研修・啓発)

第6 知事は、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

(情報の提供及び意見の聴取)

第11条 県は、障がいについての理解の促進に資する情報を県民等に対し提供するとともに、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する普及啓発に努めるものとする。

2 県は、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関し、県民等から意見を求め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

〔趣旨〕

- 障がいについての理解の促進と障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に資する基本的な施策の一つとして、情報の提供及び意見の聴取を行うことについて規定したものです。

〔解説〕

第1項

「障がいについての理解の促進に資する情報」について

- 障がいの特性、障がい者関係団体の活動に関する情報、手話通訳者、点訳者、要約筆記者、知的障がい者の支援者等の障がいのある人と障がいのない人とのコミュニケーションを支援する人材の派遣・養成に関する情報など、理解の促進に資する情報をいいます。

「不利益な取扱いの解消に関する普及啓発」について

- 福祉サービス事業所等の職員等を対象とした研修の実施、県民向けの不利益な取扱い事例に関する冊子の発行、啓発イベントの開催、講師の派遣のほか、市町村が設置している地域自立支援協議会の活動支援なども考えられます。
- また、県は、障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別の解消について県民の関心と理解を深めるとともに、特に、障がいを理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行っています。

第2項

「県民等から意見を求めること」について

- 障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消は、すべての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加することができる地域づくりをめざすという趣旨に鑑みて、その施策や方針の決定に当たり、県民等の意見を聴きながら、適切に反映させていくプロセスが重要であると考えられます。特に、障がいのある人の自立と権利の確立、社会参加のためには、積極的に障がいのある人の意見を聴き、その意見を尊重していくことが大切です。

具体的な方法としては、パブリックコメント、意見交換会や懇談会の実施などが考えられます。

- また、県は、障害者基本法による岩手県障害者施策推進協議会条例に基づく、岩手県障害者施策推進協議会の設置や、障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩

手県づくり条例推進協議会（障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援助地域協議会を兼ねる。）を設置し、県民等から意見を求め、必要な措置を講ずるよう努めています。

（参考）

◎障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）

（都道府県等における合議制の機関）

第 36 条 都道府県（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項 の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

- 一 都道府県障害者計画に関し、第 11 条第 5 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。

3～5 [略]

◎障害者制度改革の推進のための第二次意見 抜粋（平成 22 年 12 月 17 日障がい者制度改革推進会議）

2. 総則関係

11) 施策の基本方針

（略）

・障害者に関する施策は、その施策の策定と実施のプロセスに対して、可能な限り障害者及び関係者が過半数を占める委員会を設置するなど、当該意見が尊重されるようにすること。

◎岩手県障害者施策推進協議会条例（昭和 48 年岩手県条例第 24 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 3 項の規定により、岩手県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- （1） 関係行政機関の職員
- （2） 学識経験のある者
- （3） 障害者
- （4） 障害者の福祉に関する事業に従事する者

◎障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

（啓発活動）

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第18条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第2項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4・5 [略]

◎障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例推進協議会設置要綱(平成22年9月29日施行)

(設置)

第1 関係機関等の協力体制の整備及び充実を図ることにより、障がい者に係る虐待防止及び不利益な取扱いの解消(以下「障がい者虐待防止等」という。)の取組を進めるため、障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者差別解消支援地域協議会に関すること。
- (2) 障がい者虐待防止等に関すること。
- (3) 関係機関等の協力体制の整備及び充実強化に関すること。
- (4) その他、協議会において検討が必要とされた事項

(構成)

第3 協議会は、学識経験者、地域福祉関係団体、相談支援事業者、障がい者施設、権利擁護団体、教育団体、商工業団体、国の関係行政機関、市町村及び障がい者団体等のうちから岩手県保健福祉部長が選任する委員をもって構成する。

2 [略]

(教育の支援体制の整備及び充実)

第12条 県は、障がいのある人もない人も共に生きる地域づくりの推進に果たすべき教育の役割の重要性にかんがみ、障がいのある人が障がいのない人と共に学び、必要な教育を受けることができるよう、教育の支援体制の整備及び充実に努めるものとする。

〔趣旨〕

- 障がいについての理解の促進と障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に資する基本的な施策の一つとして、障がいのある人（幼児、児童、生徒）とない人を分けることなく、共に学ぶことにより理解を広げていくための体制の整備及び充実について規定したものです。

〔解説〕

- 障がいのある人とない人の相互理解のためには、同じ環境の中で様々な体験をしていくことが大切であり、平成16年の障害者基本法の一部改正では、「国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進」することが義務付けられています。

また、障害者権利条約では、一人ひとりの教育的ニーズへの対応と障がいの有無にかかわらず自己が生活する身近な地域で教育を受けることのできる条件の整備が求められており、本県においても「インクルーシブ教育」の実現に向けて取り組むことが求められています。

しかし他方、重い障がいを有する幼児児童生徒への対応には高度な専門性が必要であること、これまでどおり特別支援学校等に通いたい、又は通わせたいと希望する本人・保護者の方々も多いことなど、特別支援学校が果たしている役割は重要であることから、その機能を急激に縮小させることについては、十分な検討と慎重な判断が必要です。

現行の国の教育制度の下、本県の教育的ニーズの現状を踏まえながら、地域の中で共に学ぶことのできる環境を整備し、着実にインクルーシブ教育を推進していく必要があります。そこで、この条例では、障がいのある人やその保護者が主体的に就学先を選択し、そのニーズに合った教育が受けられるようにしていくこと、専門的な教育を受けるために、生活している地域からやむを得ず離れた学校に就学した場合でも、地域とのつながりが途切れることにならないようきめ細かな支援をしていくことを目指しています。

- 具体的な取組みとしては、就学前における早期の就学指導、通常の学級及び特別支援学級における指導の充実（特別支援教育についての教員への研修など）、ニーズの高まっている高等学校における特別支援教育の体制整備（人的配置、専門機関との連携）、就業支援の充実などが考えられます。

(参考)

◎障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）

（教育）

第 16 条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

◎障害者制度改革の推進のための第二次意見 抜粋（平成 22 年 12 月 17 日障がい者制度改革推進会議）

（3）教育

【地域における就学と合理的配慮の確保】 障害のある子どもは、障害のない子どもと同様に地域の小・中学校に就学し、かつ通常の学級に在籍することを原則とし、本人・保護者が望む場合に加え、ろう者、難聴者又は盲ろう者にとって最も適切な言語やコミュニケーションの環境を必要とする場合には、特別支援学校に就学し、又は特別支援学級に在籍することができる制度へと改めるべきである。

（中略） 障害のある子どもが小・中学校（とりわけ通常の学級）に就学した場合に、例えばわかりやすい授業や教材、必要なコミュニケーション、学校における移動支援、医療的ケア等、その他各人のニーズに応じた合理的配慮が提供されなければならない。当該学校の設置者は、追加的な教職員配置や施設・設備等の整備等の条件整備を行うために計画的に必要な措置を講ずるべきである。

【学校教育における多様なコミュニケーション手段の保障】 手話・点字・補聴援助・要約筆記等による教育、発達障害、知的障害等の子どもの特性に応じた教育を実現するため、ろう者を含む手話に通じた教員や視覚障害者を含む点字に通じた教員、手話通訳者、要約筆記者等の確保や、教員の専門性向上に必要な措置を講ずるべきである。

更に、教育現場において、あらゆる障害の特性に応じたコミュニケーション手段を確保するため、教育方法の工夫・改善、（中略）等必要な措置を講ずるべきである。

◎小学校学習指導要領（平成 20 年文部科学省告示第 27 号）

第 1 章 総則 第 4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項 2

(12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

(相互連携)

第13条 県は、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策の推進に当たっては、障がいのある人の団体その他の社会福祉関係団体（以下「関係団体」という。）及び市町村と緊密な連携を図るものとする。

〔趣旨〕

- 県は、関係団体等と緊密な連携を図りながら、施策を推進することを規定したものです。

〔解説〕

- 障がいについての理解の促進と障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策を推進していくには、障がいのある人の団体やその他の社会福祉関係団体、市町村との協力が不可欠です。これらの団体は、施策を実施する県・市町村と障がいのある人・県民等をつなぐものとして大変重要な役割を担っています。また、市町村は、地域住民に最も身近な存在として、各種施策の実施に当たっての窓口としての役割を担っています。

したがって、県は、これらの関係団体と必要な情報の共有を図るなど緊密な連携を図りながら、協力して施策を推進していくこととしています。

なお、県においても、関係部局が相互に連携を図りながら施策を推進していくこととし、第4条「県の責務」規定において、県の機関が個々に施策を実施するのではなく、相互に連携し、部局横断的に調整を行いながら、障がいについての理解を促進し、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策を総合的に策定し、実施することを定めています。

- 「障がいのある人の団体その他の社会福祉関係団体」とは、障がいのある当事者や家族等支援者、専門家などによる団体で、障がいのある人の福祉向上、交流促進、親睦等の様々な目的のため組織された団体（いわゆる障がい者団体）をいいます。「その他の社会福祉関係団体」とは、社会福祉協議会、NPO法人、社会福祉法人など社会福祉を目的とする事業を営営するもの又は社会福祉に関する活動を行うものをいいます。
- 県では、岩手県障害者施策推進協議会や障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例推進協議会（障害者差別解消支援地域協議会を兼ねる。）を設置しており、関係団体及び市町村等の関係機関と緊密な連携を図っています。

(参考)

◎障害者基本法（昭和45年法律第84号）

（都道府県等における合議制の機関）

第36条 都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

- 一 都道府県障害者計画に関し、第 11 条第 5 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
 - 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。
- 3～5 [略]

◎岩手県障害者施策推進協議会条例（昭和 48 年条例第 24 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 3 項の規定により、岩手県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- （1） 関係行政機関の職員
- （2） 学識経験のある者
- （3） 障害者
- （4） 障害者の福祉に関する事業に従事する者

◎障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

（啓発活動）

第 15 条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（障害者差別解消支援地域協議会）

第 17 条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第 2 項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者
（協議会の事務等）

第18条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第2項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4・5 [略]

◎障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例推進協議会設置要綱（平成22年9月29日施行）

（設置）

第1 関係機関等の協力体制の整備及び充実に図ることにより、障がい者に係る虐待防止及び不利益な取扱いの解消（以下「障がい者虐待防止等」という。）の取組を進めるため、障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者差別解消支援地域協議会に関すること。
- (2) 障がい者虐待防止等に関すること。
- (3) 関係機関等の協力体制の整備及び充実に強化に関すること。
- (4) その他、協議会において検討が必要とされた事項

（構成）

第3 協議会は、学識経験者、地域福祉関係団体、相談支援事業者、障がい者施設、権利擁護団体、教育団体、商工業団体、国の関係行政機関、市町村及び障がい者団体等のうちから岩手県保健福祉部長が選任する委員をもって構成する。

2 [略]

(関係団体等への支援)

第14条 県は、県民等及び関係団体が自発的に行う障がいについての理解を深め、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に資する活動を促進するため、必要な施策を実施するものとする。

〔趣旨〕

- 障がいについての理解を深め、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する活動をしている県民、事業者や関係団体などの活動をさらに進めるための県の関係団体等への支援について規定したものです。

〔解説〕

- 障がいについての理解を深め、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に資する活動を後押しするための「必要な施策」の例としては、事業者や関係団体の顕彰、事業者や関係団体が開催する事業等への講師派遣、各種行事の後援、障がい者就労支援事業所への官公需の拡大などが考えられます。
- 県では、障害者週間などに行われる障がい者の社会参加の事業等推進及び普及啓発や、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく、障がい者就労支援事業所への官公需の推進に取り組んでいます。

(参考)

◎障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）

（国民の理解）

第 7 条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

（障害者週間）

第 9 条 国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。

2 障害者週間は、12月3日から12月9日までの1週間とする。

3 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

◎障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（啓発活動）

第 15 条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるととも

に、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

◎国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（平成24年法律第50号）

（目的）

第1条 この法律は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針及び調達方針の策定その他障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

（地方公共団体及び地方独立行政法人の責務）

第4条 地方公共団体は、その区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 [略]

(不利益な取扱い等に関する相談、助言等)

第 15 条 県は、障がいのある人に対する不利益な取扱い及び虐待に関する相談に応じ、これに対する助言及び調整等必要な措置を講ずるものとする。

〔趣旨〕

- 障がいのある人に対する不利益な取扱いや虐待に関し、県は相談に応じ、助言及び調整等必要な措置を講ずることを規定したものです。

〔解説〕

- これまで、本県には障がいのある人に対する不利益な取扱いや虐待に関する個別の相談窓口はありませんでした。この条例は、障がいのある人に対する不利益な取扱いの多くが、障がいに対する誤解、偏見、理解の不足等に起因しているとの考えに立ち、不利益な取扱いに当たると思われる事案についての相談があった場合には、当事者間の主張をそれぞれ聴取して、双方に必要な説明をすること、また、問題の所在と解決の道筋を明らかにして解決に導くことにより、その解消を図っていくことを目指しています。

また、虐待に当たると思われる事案については、虐待を受けた障がいのある人の保護・救済、さらに、その人の家族や養護する人に対する支援等が専門的な見地から速やかに行われる必要があります。以上のことから、本条に規定する相談、助言等の実施に当たっては、障がいのある方々の便宜、実効性の確保等の観点から、居住する市町村の地域内で相談等を受付けた後に、専門的な見地から助言を行ったり、必要に応じて関係者間の調整などを行ったりすることができるような体制（市町村単位の窓口→障がい保健福祉圏域単位の対応）とすることが望ましいと考えられるところです。

- 不利益な取扱いに関しては、県では、市町村又は市町村社会福祉協議会に相談受付窓口を設置し、広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境センターにおいて助言・調整を行っています。また、地域での解決が難しい事案については、障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例推進協議会障がい者不利益取扱事案調整部会の調査結果を踏まえ、本庁（保健福祉環境部）において助言・調整を行っています。
- 虐待に関しては、県では障害者虐待防止法に基づく都道府県障害者権利擁護センターを設置するとともに、市町村では同法に基づく市町村障害者虐待防止センターを設置し、虐待に関する相談、助言等必要な支援を行っています。

(参考)

◎障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第 14 条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

（障害者差別解消支援地域協議会）

第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者
（協議会の事務等）

第18条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第2項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4・5 [略]

◎障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例推進協議会設置要綱（平成22年9月29日施行）

（設置）

第1 関係機関等の協力体制の整備及び充実に図ることにより、障がい者に係る虐待防止及び不利益な取扱いの解消（以下「障がい者虐待防止等」という。）の取組を進めるため、障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者差別解消支援地域協議会に関すること。
- (2) 障がい者虐待防止等に関すること。
- (3) 関係機関等の協力体制の整備及び充実強化に関すること。
- (4) その他、協議会において検討が必要とされた事項

（構成）

第3 協議会は、学識経験者、地域福祉関係団体、相談支援事業者、障がい者施設、権利擁護団体、教育団体、商工業団体、国の関係行政機関、市町村及び障がい者団体等のうちから岩手県保健福祉部長が選任する委員をもって構成する。

2 [略]

(部会)

第6 障がい者虐待防止等に係る特定の事項について調査、協議、検討等を行うため、協議会の下に部会を置くことができる。

2～6 [略]

◎障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）

(市町村障害者虐待防止センター)

第 32 条 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第 7 条第 1 項、第 16 条第 1 項若しくは第 22 条第 1 項の規定による通報又は第 9 条第 1 項に規定する届出若しくは第 16 条第 2 項若しくは第 22 条第 2 項の規定による届出を受理すること。
- 二 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。
- 三 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

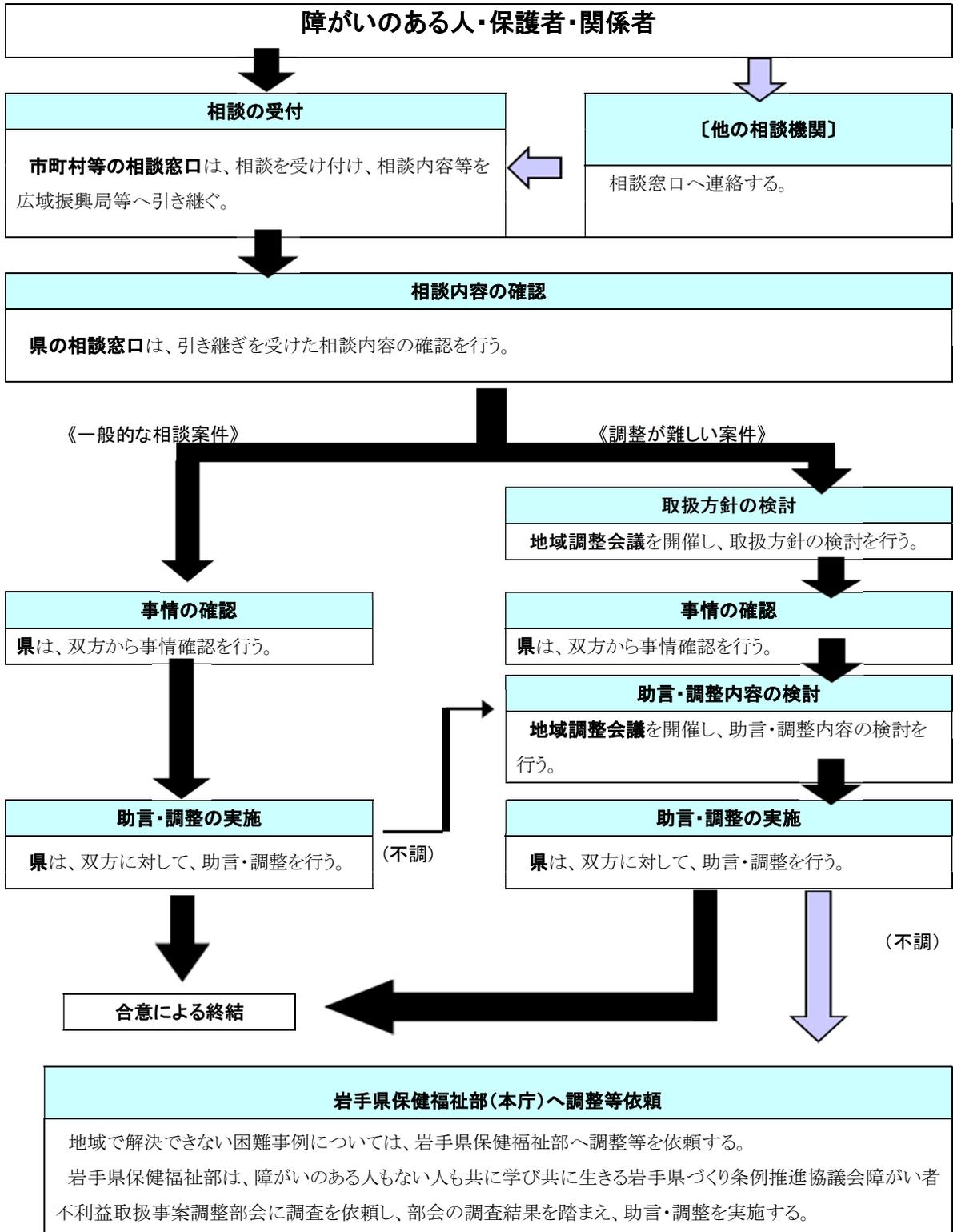
(都道府県障害者権利擁護センター)

第 36 条 都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 都道府県障害者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第 22 条第 1 項の規定による通報又は同条第 2 項の規定による届出を受理すること。
- 二 この法律の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと。
- 三 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。
- 四 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。
- 六 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- 七 その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

(参考) 相談の流れ (イメージ)



(財政上の措置)

第16条 県は、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

〔趣旨〕

- 施策を推進するための県の財政面の努力義務を規定したものです。

〔解説〕

- この条例に定める基本的な施策を推進するための必要な財政上の措置を講ずることについて規定したものです。

附 則

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

〔趣旨〕

- この条例の施行日と見直しについて規定したものです。

〔解説〕

第1項

- 本条例の施行日は、県民への周知期間も考慮し、平成23年7月1日としています。

第2項

- この条例は、施行日である平成23年7月1日の3年後の平成26年7月を目途に施行状況について検討を行い、現在、国において検討されている障害者福祉法（仮称）や障害者差別禁止法、その他国内法の整備の動向等も勘案して必要な見直しを行うこととしていました。

国の障害者基本法、障害者差別禁止法、その他国内法の整備の動向等を勘案しつつ、平成26年3月に市町村、障がい福祉サービス事業者及び関係団体に文書で意見照会を行った結果、条例の見直しに関する意見はなかったとして、平成26年7月3日に環境福祉常任委員会に報告しました。

なお、今後も、必要が生じた場合は速やかに見直しを行うものです。